

■上位・関連計画の動向について

1. 第2次宗像市総合計画・基本構想（案）

【将来像】

<p>ときを紡ぎ 躍動するまち</p>	
<p>人・まち・自然が共生するまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・“まちと自然との共生”とは、海や川、山や田などの豊かな自然と、住宅地としての都市の機能が調和していること。 ・“人とまちとの共生”とは、人がまちを育み、そしてまちの中で人がいきいきと暮らし、元気に活躍していること。 ・“人と自然との共生”とは、人が自然環境を守り、その自然から心と和む景観や「山の幸」「海の幸」といった恵みを与えられていること。 ・まちの魅力をさらに高め、豊かな自然を実感でき、人とまちと自然とが互いに共生し、調和が保たれているまちを目指す。
<p>人がつながり躍動するまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内・市外に関わらず、人と人が対話することで共感し、協働することで新たな想像や創造を生み出し、まちを成長、成熟させる。 ・アジアを見据えた都市づくりを行っている福岡市、北九州市両政令市の中央に位置し、JR鹿児島本線や国道3号という九州の大動脈を通じて多くのヒト、モノ、カネ、情報が行き交う立地に恵まれた地域条件を生かし、市外の人や他の自治体との交流や広域連携を進めることで、まちを躍動させる。 ・市内の人（市内の多様な担い手）と共に、市外の人とも連携を進め、存在感があり、躍動するまちを目指す。
<p>歴史文化を継ぎ育むまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市には二千年にわたる歴史があり、歴史とともに守り引き継がれてきた伝統文化があり、それらの伝統文化は、世代を超えた共有の財産でもある。何世代もの先人が引き継いできた歴史文化を、次世代に引き継いでいく。 ・さらに、歴史文化を次世代に引き継ぐだけでなく、新たな文化を生み出し、次世代に残していく。 ・貴重な歴史文化を誇りとし、次世代へ引き継ぐとともに、新たな文化を生み出すまちを目指す。

※「人」とは、市民、コミュニティ、市民活動団体、企業、大学、行政などの総称

【基本方針】

<p>「まちの成長」と「まちの成熟」を目指す</p>

【基本方針を踏まえた取組み】

- 子育てや教育分野の充実、都市ブランドを構築することで市の魅力を向上させ、定住人口を増加させる。
- スポーツ振興、観光振興により、交流人口を増加させる。
- 歴史・文化遺産の保存、継承と新たな歴史・文化を創造していく。
- 自然との共生を保ち、安全で安心できる快適な住環境を整備することで、暮らしやすさを向上させ、定住人口を増加させる。
- 市民活動を充実させることで、地域を活性化につなげる。

【将来人口】

- ・将来人口の推計では、平成24年をピークに人口が減少していく結果となり、本市においても人口減少社会になると見込まれる。また、平成24年で23.2%であった高齢化率は、平成37年には30%を超える推計結果となっている。
- ・人口推計どおりに高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が続いた場合、空き地・空き家の増加による住環境の悪化、地区の住民活動の停滞、集落維持の困難性などの問題が予想される。また、社会保障費の増加等による医療費や介護保険の給付の増加及び生産年齢人口の減少による税収減少のため、行政サービスの維持が困難になることも考えられ、地域経済への影響も懸念される。
- ・都市ブランドなどの施策を通して、これらの問題や課題の抑止に努め、住みよいまちづくりを目指すため、この10年間は、現在の人口96,000人の維持を目指す。

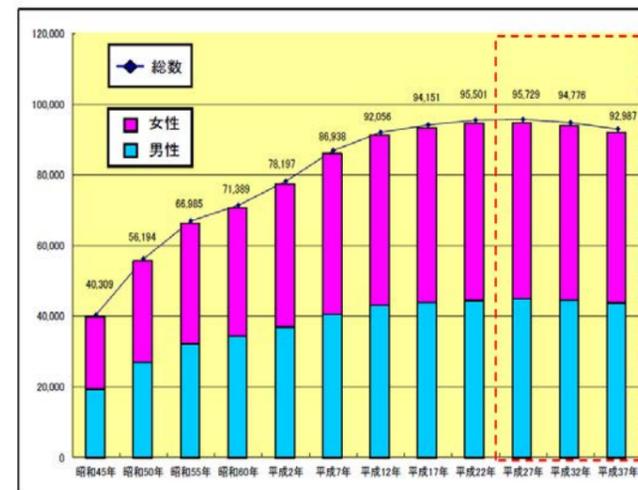


図1 宗像市人口推計（男女構成別）

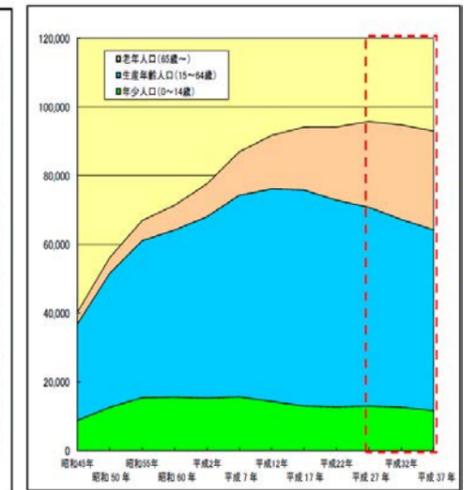
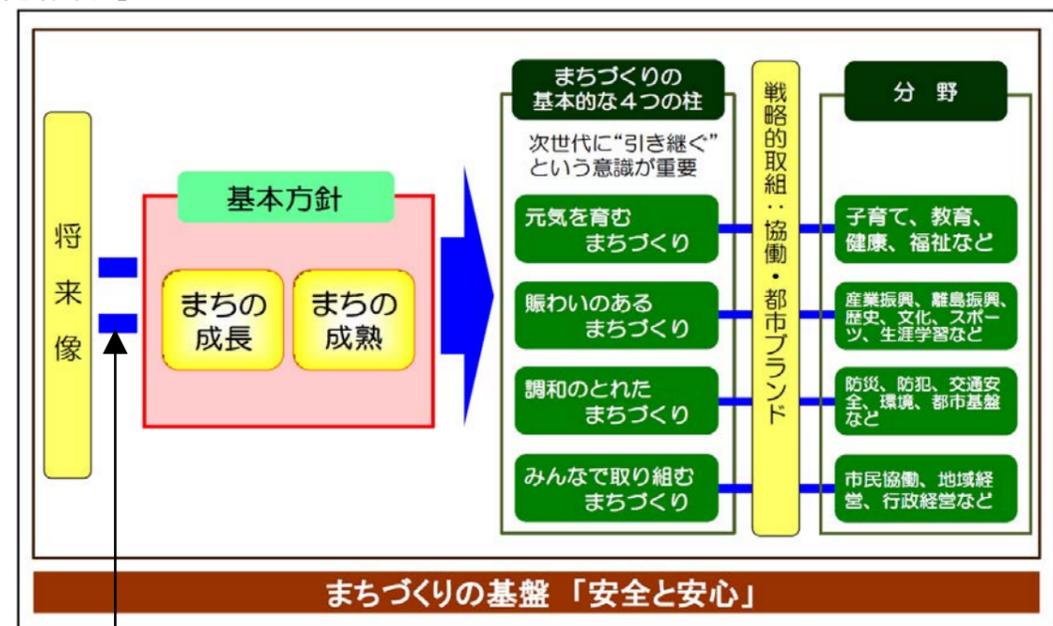


図2 年齢3区分別人口割合の推移

【基本構想体系図】



- 「宗像市の将来人口」及び「土地利用の方針」を位置づける
- 「土地利用の方針」は、国土利用計画の「市土地利用の基本方針」を反映させる

2. 宗像市景観まちづくりプラン（案）・宗像市景観計画（案）

(1) 宗像市景観まちづくりプラン（案）

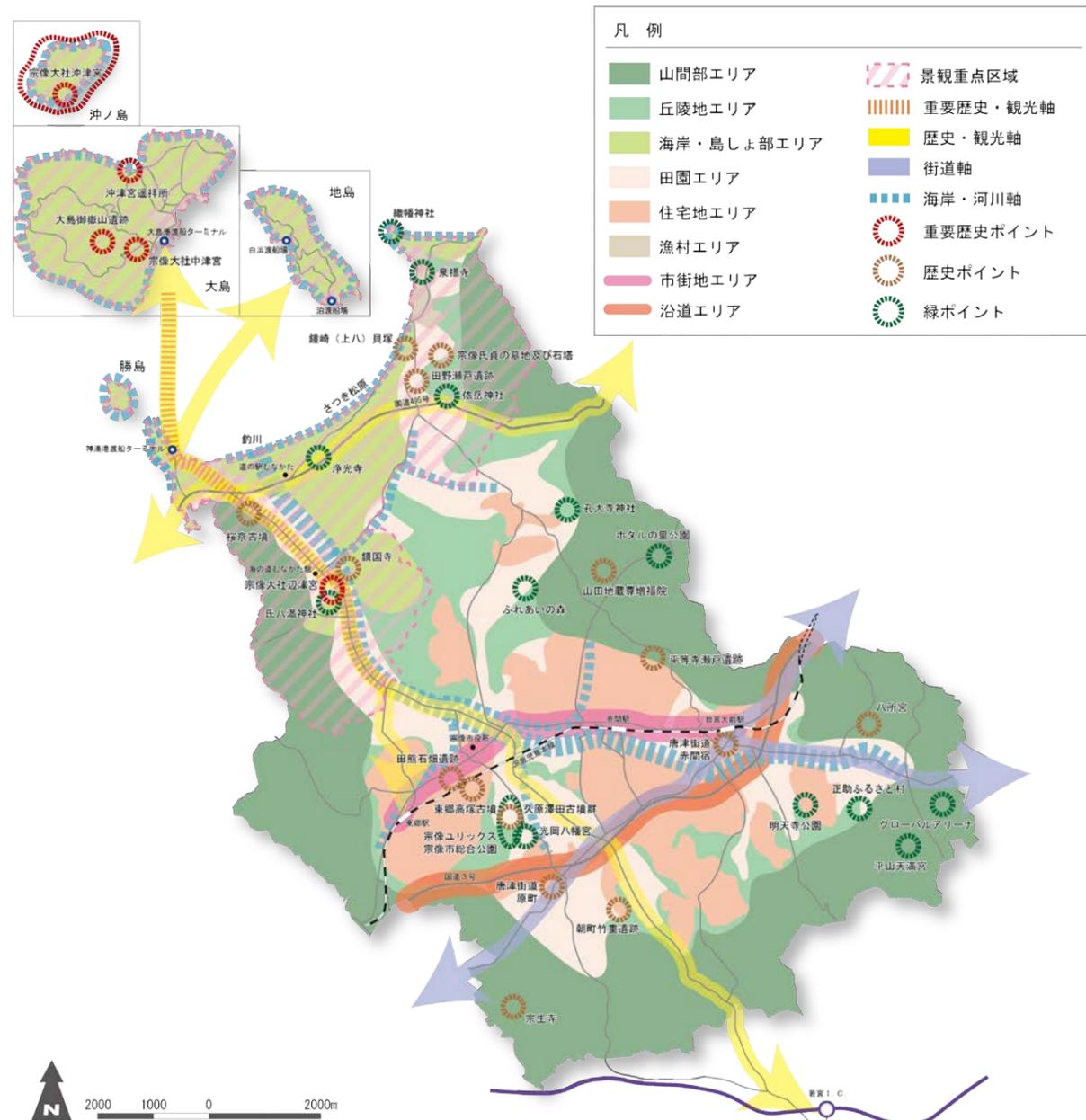
【景観まちづくりの目指す姿】

海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」を市民全員で守り育てる

【景観まちづくりの基本方針】

- 方針① 地域特性に応じた景観まちづくり
- 方針② 「つながり」を大切に景観まちづくり
- 方針③ 市民が主体となった景観まちづくり

【景観形成方針図】



(2) 宗像市景観計画（案）

【景観計画区域】

景観計画区域＝宗像市全域

【良好な景観の形成に関する方針】

1) 基本方針（全市共通）

- ①歴史・文化資源及び周辺景観の保全による各地域の変遷を踏まえた景観の形成
- ②海、山、川などの自然景観への配慮による連続性と一体性のある景観の形成
- ③住宅地及び市街地の景観誘導による魅力ある都市空間の形成

2) 景観形成方針

○景観形成方針図に示す8エリア、3軸ごとの景観形成方針（略）

○景観重点区域の景観形成方針

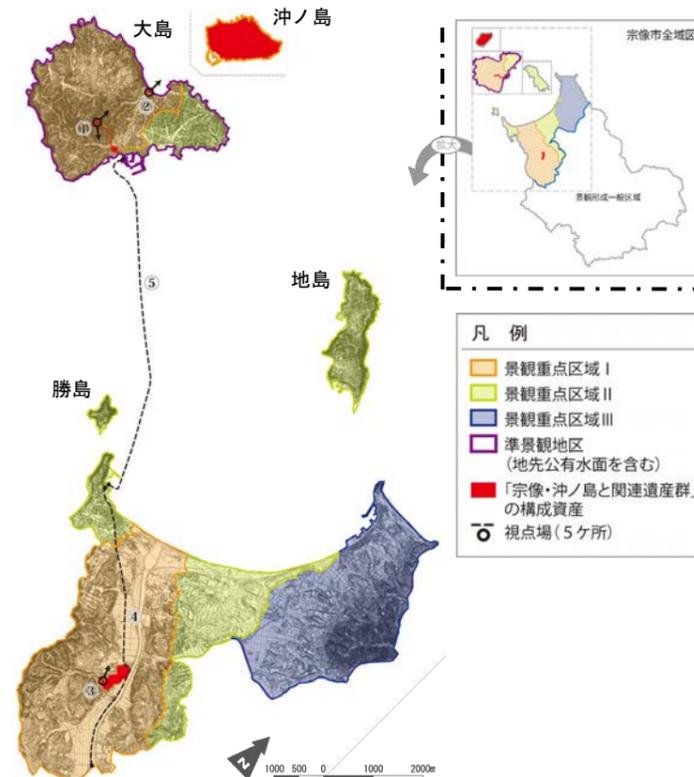
<区域の共通方針>

- ①歴史・文化資源の価値を維持するため、それらを囲む周辺環境を保全する
- ②沖津宮・中津宮・辺津宮を軸とする眺望景観、構成資産間の視覚的一体性を保全する
- ③海を介した信仰空間を保全する

<区分ごとの方針>

	本土側の方針	島しょ部の方針
景観重点区域Ⅰ	・辺津宮を有するエリアとしてふさわしい景観形成を図る	・中津宮や沖津宮遥拝所を有する場所としてふさわしく、また大島御嶽山展望台からの眺望景観が阻害されないような景観形成を図る
景観重点区域Ⅱ	・建築物が密集するエリアや自然豊かなエリアの特性に応じた景観形成を図る	・大島の漁村集落、地島、勝島のそれぞれの特性に応じた景観形成を図る
景観重点区域Ⅲ	・鐘崎漁港、田園・丘陵地帯、湯川山に至るエリアの特性に応じた景観形成を図る	

<景観重点区域の区分>



区分	区域説明
景観重点区域Ⅰ	・構成資産を核とした景観を保全・形成する範囲 ・各構成資産内外に設定した視点場からの眺望をより積極的に保全・形成する範囲
景観重点区域Ⅱ	・大島御嶽山及び海上に設定した視点場からの眺望をより積極的に保全・形成する範囲
景観重点区域Ⅲ	・大島御嶽山及び海上に設定した視点場からの眺望を積極的に保全・形成する範囲

3. 玄海地域の地区計画

地区の名称	面積 (ha)		主な建築物の用途	建ぺい率 (最高限度)	容積率 (最高限度)	敷地面積の 最低限度	壁面の位置 の制限	形態、意匠、 かき等の制限	高さの 最高限度	
	地区計画 区域	地区整備 計画区域								
① エコパーク地区	ア 清掃工場地区	18.2	ごみ処理場	60%	200%	-	-	-	-	
	イ 工場関連地区	14.2	小規模店舗、事務所、倉庫、工場							
② 大王寺・玄海 ニュータウン地区	ウ 共同住宅地区	1.2	共同住宅、集会所	60%	200%	-	-	有	20m	
	エ 低層住宅地区	17.9	一戸建住宅、長屋住宅、共同住宅、店舗併用住宅、小規模店舗、小規模作業場併設店舗、診療所、保育所、老人ホーム、公益施設（交番等）	50%	80%	200㎡	1m	有	10m	
③ 公園通り地区	オ 低層住宅地区A	34.1	22.9	一戸建住宅、店舗併用住宅、小規模店舗、診療所、公益施設（交番等）	50%	80%	200㎡	1m	有	10m
④ 瀬戸地区	カ 低層住宅地区	1.1	一戸建住宅、店舗併用住宅	50%	80%	200㎡	1m	有	10m	
	キ 商業関連地区	2.0	店舗、事務所、遊戯施設（ボーリング場等）、小規模作業場併設店舗	60%	200%	-	2m	有	20m	
	ク 宿泊施設地区	6.3	店舗、事務所、ホテル、小規模作業場併設店舗、遊戯施設（ボーリング場等）	60%	200%	-	2m	有	-	
⑤ 荒開地区		1.0	1.0	一戸建住宅、長屋住宅、共同住宅、集会所	60%	200%	-	-	有	15m
⑥ 宗像大社地区		9.3	9.3	小規模店舗、事務所、結婚式場、神社、博物館	60%	200%	-	1m	有	20m
⑦ 江口第一地区		2.9	2.9	診療所、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等、老人福祉センター等	60%	200%	-	-	有	20m
⑧ 神湊第一地区		1.9	1.9	小規模店舗、事務所、病院、診療所、保育所、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等、老人福祉センター等、公益施設（交番等）	70%	200%	-	-	有	20m
⑨ 道の駅むなかた地区		2.4	2.4	店舗、事務所	-	-	-	5m	有	13m



響灘

